

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 人 材 政 策 室 1 頁

訓 令

教委訓第8号

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成23年9月20日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通決裁事項（1）一般事務の表中第24号の項の次に次の一項を加える。

25	三重県予算調整及び執行規則（昭和39年三重県規則第14号）の施行に関する事務	1 規則第14条第1項の規定により配当された予算の執行委任																	
		2 規則第14条第2項の規定により配当された予算の令達																	

別表第2（4）の表第3号中

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の施行に関する事務	法第4条第3項の規定による基本計画の決定																		
--------------------------------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に関する事務	法第10条の規定による推進計画の決定																		
-------------------------------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社